

授業科目名	法曹倫理
授業科目群	法律実務基礎科目
標準学年	3年次
必修・選択の区別	必修
開講学期	前期
開講曜日・時限	火曜日・4時限
単位数	2単位
担当教員名	松永智史・村井正昭・井上昭宏（Matsunaga Satoshi , Murai Masaaki , Inoue Akihiro）
授業の目的	本講義では、自由で公正な社会の実現のために、法の実現と新たな法の創造に関与する法曹としての職業倫理を身につけさせることを目的とする。
履修条件	特に指定しない。
到達目標	カリキュラムマップ、到達目標科目対応表及び学修ロードマップを参照のこと。
授業の概要	<p>法曹の役割と法曹倫理の関係、存在理由、法曹倫理の具体的内容を理解させるとともに、現実の場面における判断の困難な事例の検討を通して、法曹倫理の重要性を理解させ、具体的妥当性のある問題解決能力の涵養を図る。弁護士、裁判官、検察官がそれぞれの立場から具体的事例に即した形で授業を展開する。</p> <p>In this course, a lawyer, a judge and a prosecutor teach the role and ethics of legal professions through case studies.</p>
授業計画	<p>第1回(村井) 弁護士倫理(1) わが国における弁護士倫理の制定経過、弁護士倫理の法的性格、倫理違反行為と懲戒処分との関係を概観し、さらに、平成16年11月に制定され、平成17年4月から施行されている弁護士職務基本規程について、改正の理由、弁護士の新たな分野での役割とその中ででの弁護士倫理の方向性・内容について、議論する。</p> <p>第2回(村井) 弁護士倫理(2) 弁護士倫理の中核のひとつをなす秘密保持に関する権利義務について議論をする。</p> <p>第3回(村井) 弁護士倫理(3) 法律相談、調査、受任・辞任と事件処理における弁護士倫理について議論をする。</p> <p>第4回(村井) 弁護士倫理(4) 弁護士報酬のあり方や依頼者との金銭関係等について議論をする。</p> <p>第5回(村井) 弁護士倫理(5) 弁護士倫理の中核のひとつをなす利益相反に関する諸問題について議論をする。(1)</p> <p>第6回(村井) 弁護士倫理(6) 利益相反に関する諸問題について前回に引き続き議論をする。(2)</p> <p>第7回(村井) 弁護士倫理(7) 他の弁護士及び相手方との関係における規律について議論する。</p> <p>第8回(村井) 弁護士倫理(8) 共同事務所の弁護士間の諸問題について議論する。</p> <p>第9回(村井) 弁護士倫理(9) 刑事事件における弁護士倫理について議論する。</p> <p>第10回(井上) 検察官の倫理(1) 検察官倫理とは何かについて、実体的真実の発見、検察官独立の原則などに関連する具体的事例を題材にして、議論する。</p> <p>第11回(井上) 検察官の倫理(2) 検察官倫理とは何かについて、職務の中立・公正性、検察官であるが故に特に私人としても要求される道徳などに関する具体的事例を題材にして、議論する。</p> <p>第12回(松永) 裁判官の倫理(1) 裁判官制度の概要、裁判官の倫理と規律について議論する。</p>

	<p>第13回(松永) 裁判官の倫理(2) 裁判官の倫理と規律について、具体的事例を題材にして、議論する。</p> <p>第14回(松永・村井) 法化社会における法曹の役割(1) 法曹倫理に関し、具体的事案に即して、裁判官・弁護士それぞれの立場から、その倫理についての考え方を議論する。(1)</p> <p>第15回(松永・村井) 法化社会における法曹の役割(2) 法曹倫理に関し、具体的事案に即して、裁判官・弁護士それぞれの立場から、その倫理についての考え方を議論する。(2)</p>
授業の進め方	<p>なじみの薄い分野であるので、法曹倫理の構造、各種倫理規定の作成経緯等は講義形式になるが、倫理の具体的な検討に当たっては、事前に事例を与えて検討させておき、質疑応答や議論をとおして、その具体的妥当性の有無を検証できるように工夫して行う。</p>
教科書及び参考図書等	<p>&lt;教科書&gt;          弁護士倫理:飯村佳夫外著「弁護士倫理」(補訂版) 慈学社出版          裁判官倫理:指定しない。必要があれば、個別事例についての資料を事前に配布する。          検察官倫理:指定しない。必要があれば、個別事例についての資料を教示する。</p> <p>&lt;参考図書&gt;          日本弁護士連合会「解説『弁護士職務基本規程』第2版(2012年3月)」          加藤新太郎編「ゼミナール裁判官論」第一法規</p>
試験・成績評価等	<p>(共通) 通じて4回以上欠席した者或いは弁護士倫理・裁判官倫理・検察官倫理のいずれかの授業を全て欠席した者は、原則として単位の認定を行わない。          また、担当教員のいずれか1人でも単位認定不可と評価した者については、単位を認定しない。期末試験を実施する。成績評価の割合は、期末試験50%、平常点50%とする。平常点については、以下のとおり。          (弁護士倫理) レポート(70%)、授業における発言(30%)を総合的に評価する。          (裁判官倫理) 課題レポートと、授業中の発言その他授業態度を概ね均等の割合で評価する。          (検察官倫理) 課題レポートと、授業における発言を加味して総合的に評価する。</p>
事前学習	<p>弁護士倫理に関しては、指定テキスト、弁護士法、弁護士職務基本規程を読んで一応の理解をしていることが前提の授業になる。</p>
課題レポート等	<p>それぞれの担当者が複数回ずつ求める予定。</p>
オフィスアワー	<p>いずれの担当者も特に指定しません。まずはメールなどでご連絡下さい。もちろん、学内で見かけたら声をかけて下さい。</p>
その他	<p>3人の担当教員の他の授業との関係で、上記の授業計画の順序が入れ替わる可能性があるため、開講前に確認して下さい。また、裁判官倫理に関しては、変更される可能性があるため、掲示に注意して下さい。</p>